職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月31日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

岩手県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第20及び様式第21を次のように改める。

様式第20（第22条関係）

管理職員特別勤務実績簿

所属機関		職		給料の特別調整額等の区分		氏　名	

命令者検　印	勤務年月日		勤務の内容	勤務をすることが必要であった理由	勤務の開始時刻及び終了時刻	休憩等の時間数	実働時間数	週休日の振替又は４時間若しくは３時間45分の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由	摘　要
	年　月　日	□週休日等（第１項の勤務） □週休日等以外の日（第２項の勤務）			時　分～　時　分	時間　分	時間　分		
	年　月　日	□週休日等（第１項の勤務） □週休日等以外の日（第２項の勤務）			時　分～　時　分	時間　分	時間　分		
	年　月　日	□週休日等（第１項の勤務） □週休日等以外の日（第２項の勤務）			時　分～　時　分	時間　分	時間　分		
	年　月　日	□週休日等（第１項の勤務） □週休日等以外の日（第２項の勤務）			時　分～　時　分	時間　分	時間　分		
	年　月　日	□週休日等（第１項の勤務） □週休日等以外の日（第２項の勤務）			時　分～　時　分	時間　分	時間　分		

注１　「勤務年月日」欄には、勤務に従事した年月日を記載するとともに、「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別について、該当する□にレ印を付して下さい。なお、この欄において「週休日等」とは給与条例第34条の２第１項及び給与等条例第28条の２第１項に規定する週休日等をいい、「第１項の勤務」は給与条例第34条の２第１項又は給与等条例第28条の２第１項に規定する勤務を、「第２項の勤務」は給与条例第34条の２第２項又は給与等条例第28条の２第２項に規定する勤務をいいます。

２　「勤務の内容」欄には、勤務の内容を具体的に記載してください。

３　「週休日の振替又は４時間若しくは３時間45分の勤務時間の割振り変更が行えなかった理由」欄には、週休日に勤務した場合に記載してください。

様式第21（第22条関係）

管理職員特別勤務手当整理簿

給与支給権者検印		給与期間	月分

（所属機関）

職	氏　名	区　分	定　額(ア)	回　数(イ)	支給額(ア)×(イ)	摘　要
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が４時間以上６時間以下の勤務	円	回	円	
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が６時間を超える勤務				
		第２項の勤務で実働時間数が２時間以上の勤務				
		合　計				
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が４時間以上６時間以下の勤務				
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が６時間を超える勤務				
		第２項の勤務で実働時間数が２時間以上の勤務				
		合　計				
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が４時間以上６時間以下の勤務				
		第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が６時間を超える勤務				
		第２項の勤務で実働時間数が２時間以上の勤務				
		合　計				

注１　「定額」欄には、管理職員特別勤務手当に関する規則第２条第１項及び第３条第１項に定める額を記載してください。ただし、第１項の勤務で勤務１回の実働時間数が６時間を超える勤務の場合は、その額に100分の150を乗じて得た額を記載してください。

２　この様式において「第１項の勤務」は給与条例第34条の２第１項又は給与等条例第28条の２第１項に規定する勤務を、「第２項の勤務」は給与条例第34条の２第２項又は給与等条例第28条の２第２項に規定する勤務をいいます。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。